

道路拡幅工事の際の道路周辺の雑木の

伐採によって道路の管理瑕疵が争われた事例

— 沖縄県道沿国有林野内池幼児転落事件 —

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔一審判決〕 平成一四年三月二一日

那覇地方裁判所 請求棄却（原告控訴）

〔控訴審判決〕 平成一五年五月二二日

福岡高等裁判所 道路管理者に関する部分に

ついて請求棄却（確定）

はつめい

営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうが、営造物は、公の目的に供されるために設置・管理されるものであるから、営造物の設置又は管理に瑕疵があったか否かは、当該営造物の本来の用法に従った使用を前提として、その構造、場所的環境及び利用状況等の諸般の事情を総合考慮して通常予想される危険に備えるべき安全性を有していたか否かという観点から判断されるものである。

今回の事例紹介は、沖縄県道沿いの国有林野内に存在する池に転落して溺死した幼児の両親が国有林野の所有者兼管理者である国及び県道の管理者である沖縄県に対して、損害賠償を請求した事案であり、道路管理者に関する部分について取り上げることとする。

一 事案の概要

本事案は、沖縄県八重山郡竹富町西表島の沖縄県道沿いの国有林野内に存在する池（C）による土砂採取跡に雨水が溜まってできた池様の窪地。に転落して溺死した幼児の両親が、(1)上記林野の所有者兼管理者である国に対して、(2)上記林野が公の営造物であることを前提に、上記林野の設置又は保存に瑕疵があったと主張して国家賠償法二条一項に基づき、(3)上記池が土地の工作物に該当

することを前提に、上記池の設置又は保存に瑕疵があったと主張して民法七一九条一項に基づき、又は、(3)国の職員である森林官がCに対して土砂採取を許可したこと若しくは森林官等が上記池の存在を看過してこれを放置したことが故意・過失による違法な職務行為（不作為）であると主張して、国家賠償法一条一項に基づき、損害賠償を請求し、(2)上記県道の管理者である沖縄県に対して、国県道拡幅工事の際の県道周辺の雑木の伐採により容易に上記池に接近できる状況になったのに防護柵を設けるなど危険を防止する措置を講じなかったことが公の営造物である道路の設置又は保存の瑕疵にあたること主張して国家賠償法二条一項に基づき、(3)沖縄県が県道拡幅工事の際に周辺の雑木を伐採した結果上記池に容易に接近できるようになったから、

防護柵を設置するなどの作為義務を負ったにもかかわらず、過失により同義務に違反して何ら措置を講じることなく放置したと主張して、民法七〇九条、民法七一九条一項)に基づき、又は、③上記県道拡幅工事を担当した沖繩県の職員が上記②のとりの過失により上記作為義務に違反したと主張して、国家賠償法一条一項(公権力の行使に該当する場合)又は民法七一九条(公権力の行使に該当しない場合)に基づき③は控訴審における新たな主張)、損害賠償を請求した事案である。

1 原告らの主な請求

被告は、原告に対し、Aにつき金七、八八四万円、Bにつき金七、七七七万円を支払え。

2 争いのない事実等(前提事実)

(1) 当事者

ア 原告は、亡A(死亡 当時五歳)の両親と亡B(死亡 当時5歳)の両親である。

イ 被告国は、下記(3)の事故当時、事故現場である池様の窪地(沖繩県八重山郡竹富町所在 以下「本件池」という。)が存在する林野(以下「本件林野」という。)を所有、管理していた(以下、下記(3)の事故を「本件事故」という)。

エ 被控訴人沖繩県(以下「被控訴人県」とい

う。)は、本件事故当時、本件池に近接する

旧沖繩県道白浜南風見線(旧県道二一五号線、以下「本件県道」という。)を管理していた。

(2) 本件池の出現

Cは、平成七年四月ころ、本件事故の現場である湿地帯から土砂を採取したが、採取跡をそのまま放置したため、そこに雨水が溜まって本件池が出現した。

(3) 本件事故の発生

AとBは、平成九年五月二十九日、本件池に転落して溺死した。

3 争点

(1) 林野の所有者兼管理者である被告国の責任(略)

(2) 県道の管理者である被告県の責任

ア 国家賠償法二条一項に基づく責任の有無

イ 民法七〇九条、七一九条に基づく責任の有無

無

ウ 国家賠償法一条一項又は民法七一九条に基づく責任の有無―控訴審における新たな主張―

二 主な争点のうち道路管理者に関する部分

(1) 被告県の責任(争点②)について

ア 国家賠償法二条一項に基づく責任(争点②)

ア) について

(原告らの主張)

本件県道は、国家賠償法二条一項所定の「公の営造物」に該当するところ、その道路脇は、アスファルトの路肩の外に土の路肩が数十cmあり、その外側は土砂が深くえぐられ深い溝となっていて、本件県道を利用する幼児、老人、夜間通行者等が本件池に転落する危険性があるにもかかわらず、被告県は、本件県道の脇にカラーコーンを数個置いていたにすぎない。

また、本件池は隣接する団地から約三〇ないし四〇mの距離しか離れておらず、本件拡幅工事に伴って、本件県道と本件池との間に繁茂していたような等の雑木を伐採したことによって、本件池に容易に接近できるようにしたのである。本件県道の利用者が本件県道を走行中に直接本件池に転落する危険性がなくとも、本件県道から容易に本件池に接近しうるのであるから、本件県道の利用者が本件池に接近して転落する事故が発生するのであることは通常予測しうる事態であって、本件池への接近・転落事故に対してもそれを防止すべき安全性を具備していない以上本件県道の設置又は保存に瑕疵があるといふべきである。公の営造物が設置されて公共の用に供された場合は、予定された一般的な使用目的以

外の使用であつても、それが予測しうるものである限り、そのような用法から生じる危険性に対しても当該営造物は安全性を具備しなければならぬ。

そして、被告県は、本件事故当時、そのような転落や接近等の危険性を認識していたのであるから、本件県道に防護柵を設けるなどして未然に事故発生を防止すべき義務を負っていた。

(被告県の主張)

本件県道が公の営造物であることは争わぬ。

「営造物の瑕疵」とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうと解すべきところ、道路の本来の用法は、車両及び歩行者の通行の用に供することであるから、その安全性もかかる利用を前提とするものである。本件事故当時、本件県道は、本件池付近では見通しのよい緩やかなカーブを描いていて、幅数十cmの路肩があり、路肩の外側から本件池までは比較的緩やかな下り斜面になつていて、一部平坦な部分もあり、本件県道(路肩)の南端から本件池までの距離は最短で約一二mあつたから、車両や歩行者が本件県道を通行中に誤つて本件池に転落する危険性はなかつた。雑木類の伐採の結果本件道路

から本件池が見通せるようになり、本件池に接近することが可能になつたとしても、それによつて本件県道自体の危険性が増大したわけではない。国道や県道等に必要とされる防護柵は、当該道路を通常の用法に従い通行する車両や歩行者が道路から転落する危険を防止することを目的とするもので、本件県道から最短距離で約一二m離れている本件池に幼児が接近する危険を防止することまでは、本件県道の本来の用法からは予定されていない。

また、被告県は、本件池側にカラーコーンを設置して車両の安全を図り、歩行者の安全確保のため、本件池側と反対側に歩道を設置していた。したがつて、本件県道は、ガードレール等の転落防止設備の設置を要する状況にはなく、その設置・管理に瑕疵はない。

イ 民法七〇九条及び同法七一九条一項に基づく責任の有無について(争点(2)イ)について(原告らの主張)

被告県は、本件拡幅工事に伴つて、本件池と本件県道との間に繁茂していた雑木や雑草等をすべて伐採した。そのため、従前は、本件県道から本件池を見通すことができず、本件池への接近も困難であつたのに、上記伐採後は、本件県道から本件池が見通すことがで

き、本件池への接近も容易になり、本件池に接近し転落する危険が発生した。

このように、被告県は、自ら危険を発生させ、その危険を認識し得たのであるから、防護柵や危険標識を設置するなどして未然に本件池への転落事故を防止すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、本件県道の脇に数個のカラーコーンを置いただけで、他に危険を除去する措置をとっていない。

したがつて、被告県は、本件池を出現させたCとともに民法七一九条一項に基づく不法行為責任も負うべきである。

(被告県の主張)

否認ないし争う。

被告県は、本件拡幅工事に必要な範囲で雑木と雑草を伐採したもので、本件池と本件県道との間の雑木や雑草をすべて伐採したものである。また、本件池は、被告県が上記伐採をする以前から、本件県道から目視可能であつた。上記伐採によつて本件県道を通行中の車両や歩行者が本件県道から転落する危険性が生じたわけではないから、被控訴人県が防護柵や危険標識を設置するなどしなかつたとしても、不法行為が成立することはない。

ウ 国家賠償法一条一項又は民法七一九条に基づく責任の有無(争点(2)ウ)について

(控訴人らの主張)

被控訴人県が本件拡幅工事に伴い雑木類を伐採した結果、本件県道から本件池が視認できようになる、本件池へ容易に接近可能となった、本件池について具体的危険性が生じた。被控訴人県の担当職員は、自ら上記のような具体的危険を生じさせたのであるから、防護柵を設置するなどして危険な状況を除去すべき義務を負ったにもかかわらず、その義務を懈怠し、本件池の危険な状況を漫然と放置して本件事故を発生させたものであるから、被控訴人県は、国家賠償法一条一項に基づき、又は、上記雑木類の伐採が公権力の行使に当たらないとすれば、民法七一五条に基づき、本件事故により生じた損害を賠償すべき責任を負う。

(被控訴人県の主張)

いずれも争う。本件拡幅工事は「公権力の行使」に当たらないし、本件拡幅工事を担当した被控訴人県の職員の行為に何ら違法はなく、故意過失もない。

三 主な争点のうち道路管理者に関する部分に対する裁判所の判断

※ 道路管理者に関する部分については、沖繩地裁の判断を福岡高裁支持（以下に掲げる判断理由は、福岡高裁による訂正後のもの。）

主 文

那覇地方裁判所・・

原告らの請求をいずれも棄却する。

福岡高等裁判所・・

原判決中被控訴人沖繩県に関する部分についての本件控訴をいずれも棄却する。

1 本件事故に至る経緯について

証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) Cによる砂利採取

本件事故当時の本件池付近の概略は、別図のとおりである。

Cは、平成七年四月ころ、隣接する団地と東側の隣家の間付近の本件県道から周囲に植生していた低木や雑草を伐開して本件池付近の湿地帯にユニボを乗り入れ、土砂を採取したが、その跡をそのまま放置したため、採取跡に雨水が溜まって本件池が出現した。

そして、上記Cによる土砂採取当時、本件県道

の周辺には高さ約二ないし三mの雑木が間断なく生い茂っていたが、上記土砂採取後は、Cが乗り入れた本件県道から砂利採取跡までの間に、幅約三mの進入路がそのまま残り、本件県道からその進入路を通じて本件池を見通すことができた。

なお、Cは、土砂採取跡を埋め戻す等はしなかったが、上記進入路の入口付近に高さ一m程の砂の盛土を施した。そして、周囲の雑木が生い茂るのに従い、数か月経過後には上記進入路は、相当程度ふさがった状態となり、本件拡幅工事がなされたころには、本件県道からは、本件池を意識して見れば見える程度となっていた。

(2) 被告国による本件林野の管理状況

本件林野は、本件事故当時、不要存置林野であり熊本管林局沖繩管林署(管轄は祖納森林事務所)が国有林野の管理経営(国有林野の適正な財産管理)という観点から、管理を行っていた。祖納森林事務所担当区域面積は一万三、五五一haであった。

(3) 本件拡幅工事の実施

ア 被告県は、平成八年九月二八日から平成九年三月二六日にかけて、本件事故現場付近の本件県道の約六mであった幅員を南側に約五m拡幅する本件拡幅工事を実施し、それに伴って、本件池と本件県道との間の雑木を伐採し、その結果、本件県道から本件池が見通す

ことができるようになった。

伊 被告県は、車両の安全を図るべく、本件県道の本件池側に数個のカラーコーンを設置したが、本件事故が発生するまでは、本件県道沿いに転落防止設備を設置したり、危険標識が設置されることはなかった。また、本件拡幅工事後は本件県道から本件池が目視できるようになり、控訴人ら及び隣接する団地付近の住民らも本件池の存在に気付いていたが、本件事故が発生するまでは、控訴人ら及び付近住民らから被控訴人らに対し、本件池が危険であるとの指摘や、その埋戻し又は防護柵の設置等の要請が出されたりしたことはなかった。

(4) 本件事故の発生

平成九年五月二十九日午後、Aの母は、A及び同居宅に遊びに来ていたBを連れてBの自宅を訪れ、在宅していたBの母にBを引き渡すとともにAを預けていったん辞去した。A及びBは、しばらくB宅の庭で遊んでいたが、食事の支度をしていたBの母が気付かない間に、本件県道を横断して本件池に接近し、同日午後三時過ぎころ、本件池付近で遊んでいるうちに誤って本件池に転落した。たまたま本件県道を通りかかったBの兄（当時七歳）がその様子を目撃し、急ぎ帰宅してBの母にその旨知らせたため、Bの母は初めて本件事故の

発生を知り、勤務先のペンション所属のダイビングインストラクターに電話をかけて救助を要請した上で本件事故現場に駆けつけた。まもなく、救助の要請を受けたダイビングインストラクターが本件池に潜水してA及びBを救出したが、両名とも既に意識がなく、搬送後の病院で死亡が確認された。

2 本件事故当時の現場付近の状況について

証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件事故当時の現場付近は、概ね次のような状況であったと認められる。

(1) 本件池の周辺は、主にゆうな等の低木類や雑草類が繁った湿地帯で、所々に砂地が点在し、降雨量が多い場合には、広範囲に水溜まりが生じ、降雨量の多寡によって本件池の形状も変化するが、乾期であっても本件池には常に水が溜まっていた。なお、本件池付近の湿地帯には、本件池が出現する以前から自然に存在する池様の窪地が存在していて、そのうちの一カ所（本件池の東側に存在する池。）では、数十年前に小学生が溺死する事故が生じたことがあった。

(2) 本件池は、ほぼ三角形をしており、その大きさは、本件事故翌日当時、東西方向の辺が約一七m、南北方向の長辺が約二五mであっ

た。本件池は、本件事故当時、水深約三mであったが、水が濁っていて水底が視認できない状態であり、また、水底はすり鉢状になっていて、特に、A及びBが発見された付近である本件道路側の池の縁部分の水底は急傾斜になっていたため、大人（A及びBを救出したダイビングインストラクター）であっても自力ではい上がることは困難であった。

本件県道には数十cmの路肩があり、その外側から本件池までは比較的緩やかな下り斜面になっており（高低差は約二ないし二・五m）一部平坦な部分もあり、所々に溝や窪地が存在していた。

(3) 本件池は、本件県道沿いに存在し、隣接する団地から本件県道を挟んで約四〇mの距離にあり、本件県道の南側からの最短期一二mであった。団地は平家建の住宅三棟から成る町営住宅で、当時六世帯、幼い子供三、四人を含む約一七人が居住しており、また、団地の東側には二、三歳の幼児のいる住宅があり、本件池は当該住宅の敷地からは本件県道を挟んで二〇ないし三〇mの位置にあった。なお、平成一四年一月二二日に実施した検証の結果によると、検証当時における本件池及び付近の形状は、南北方向の辺長が約一八mと短くなっているほか、本件県道の南側から本件

池までの最短距離も約一〇・八五mと短くなっているなど、上記認定の形状とは多少異なっているけれども、本件事故の翌日に撮影された写真と同検証の結果とを対比してみると、本件事故当時は、上記に認定したとおり形状であって、その後降雨等により法面が浸食されるなどした結果、検証当時の形状に変化したものと認められる。

- 本件事故当時、本件拡幅工事がなされた拡幅区間における本件県道の南側（本件池側）には、概ね低木類が生えており、本件県道からその先を見通せない状況であったが、本件池付近の数mの間にはこのような植生はなく、本件県道から本件池を容易に見通すことができ、本件県道から本件池に至るまでの傾斜も比較的緩やかで、その間に障害物等はなく、幼児でも本件県道から湿地帯に立ち入って本件池に接近することがたやすい状況にあった。本件県道は、緩やかなカーブを経て本件池付近に至るが、本件池付近の約一〇〇ないし一五〇mの間はほぼ直線であった。
- (4) 本件事故当時、本件県道の本件池側にカラーコーンが数個置いてあったほかに、本件池の周囲に柵等の転落防止装置あるいは危険標識はなかった。
- (5) 本件池付近は、自然に植生する雑木林のあ

る湿地帯であって、所々に窪地が点在していることに加え、一般に、自然に植生する林野内に立ち入ることはハブの咬傷やアシナガバチの刺傷を負う危険性があるため、付近住民が本件池付近に日常的に立ち入ったり利用したりすることはなく、また、幼い子供を持つ親たちは、上記のような危険性に鑑み、日ごろから子供らが雑木林等に立ち入ることのないよう気を配っていた。

3 被控訴人県の責任（争点(2)）について

- (1) 国家賠償法二条一項に基づく責任（争点(2)A）について

本件県道が、国家賠償法二条一項にいう「公の営造物」に該当することは明らかであるから、その設置又は管理に瑕疵があるかにつき検討する。営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうが、営造物は、公の目的に供されるために設置・管理されるものであるから、営造物の設置又は保存に瑕疵があったか否かは、当該営造物の本来の用法に従った使用を前提として、その構造、場所的環境及び利用状況等の諸般の事情を総合考慮して通常予想される危険に備えるべき安全性を有していたか否かという観点から判断すべきである。そこで検討するに、本件県道は、歩行者や車両の通行の

用に供されるものであるから、歩行者や車両が本件県道をその本来の用法に従って通行する場合には本件県道が通常有すべき安全性を欠いていたか否かを判断すべきところ、本件県道は、緩やかなカーブを経て本件池付近に至るが、本件池付近の約一〇〇ないし一五〇mの間はほぼ直線であったこと、本件県道には幅数十cmの路肩があり、路肩の南端から本件池までの距離は最短で約一二mであったこと、本件県道から本件池までの間は比較的緩やかな下り斜面になっていて、一部平坦な部分もあること、本件池付近では、本件県道の南端に沿ってカラーコーンが数個設置されていたこと各事実は、上記に認定したとおりである。これら諸事実に照らせば、歩行者や車両が本件県道をその本来の用法に従って通行中に誤って本件池に転落するなどの危険性があったとは認められないし、あえて本件県道から外れて本件林野内に立ち入り本件池に接近する者があったとしても、そのことをもって本件県道が通常有すべき安全性に欠けるとか、本件県道の設置又は保存に瑕疵があったということはできない。

この点、原告は、被告県が雑木類を伐採したために、本件県道から本件池が見通せるようになり、接近の可能性が増大したことが瑕疵に該ると主張するが、雑木類の伐採により、本件県道そのものの危険性が増大したといえない以上、原告の主張

は採用できない。

(2) 民法七〇九条、七一九条に基づく責任（争点

(2)イ)について

ア 控訴人らは、被控訴人県が本件池付近の雑木類を伐採したことにより本件池に容易に接近できるようなったから、被控訴人県は防護柵や危険標識等を設置すべき義務があったと主張する。しかしながら、被控訴人県が本件拡幅工事に伴い必要な範囲で雑木類を伐採した結果、本件県道から本件池に接近しようとすればできるようになったとしても、そのことよって本件県道を通行中に誤って本件池に転落する危険が生じるなど本件県道自体の危険性が生じ又は増大したわけではないし、また、被控訴人県において、あえて本件県道から外れて本件林野内に立ち入り一〇m以上離れた本件池に接近することによって生じ得る危険を防止するために防護柵等を設置すべき義務を負ったものということはできず、他に、被控訴人県が上記のような作為義務を負っていたと評価すべき事実は認められない。

イ したがって、争点(2)イ)に関する控訴人らの主張は理由がない。

(3) 国家賠償法一条一項又は民法七一九条に基づく責任（争点(2)ウ)控訴審における新たな主張)

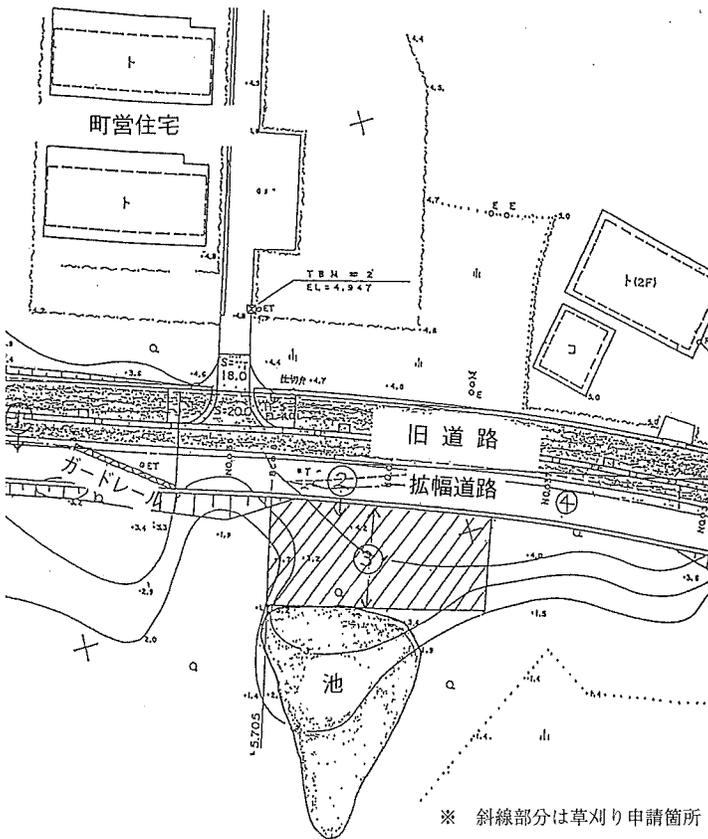
について

ア 上記(2)ア)に述べたとおり、本件拡幅工事を担当した被控訴人県の職員らにおいて、本件池に転落する危険を防止するための防護柵等を設置すべき義務を負っていたとは認められない。

イ したがって、争点(2)ウ)に関する控訴人らの主張は理由がない。

4 結論

控訴人らの被控訴人県に対する請求は、理由がないからこれをいずれも棄却すべきところ、原判決中被控訴人県に関する部分は相当であつて、この部分に関する本件控訴は理由がないからこれをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。



別図